

弾道ミサイル発射によりJアラートの緊急情報が発信された場合の 県立学校の授業の取扱い等について

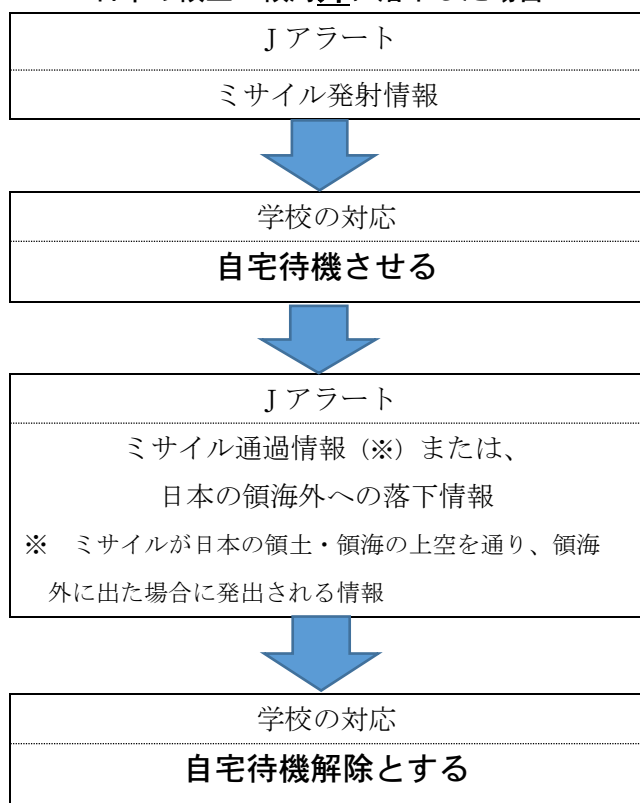
弾道ミサイル発射によりJアラートの緊急情報が発信された場合の県立学校の授業の取扱い等については、以下を基本とする。

ただし、災害の状況、地域の実態等に応じて児童生徒の安全を考慮し、臨機応変に対応することが必要である。各学校で判断が難しい場合は、県教育委員会に相談すること。

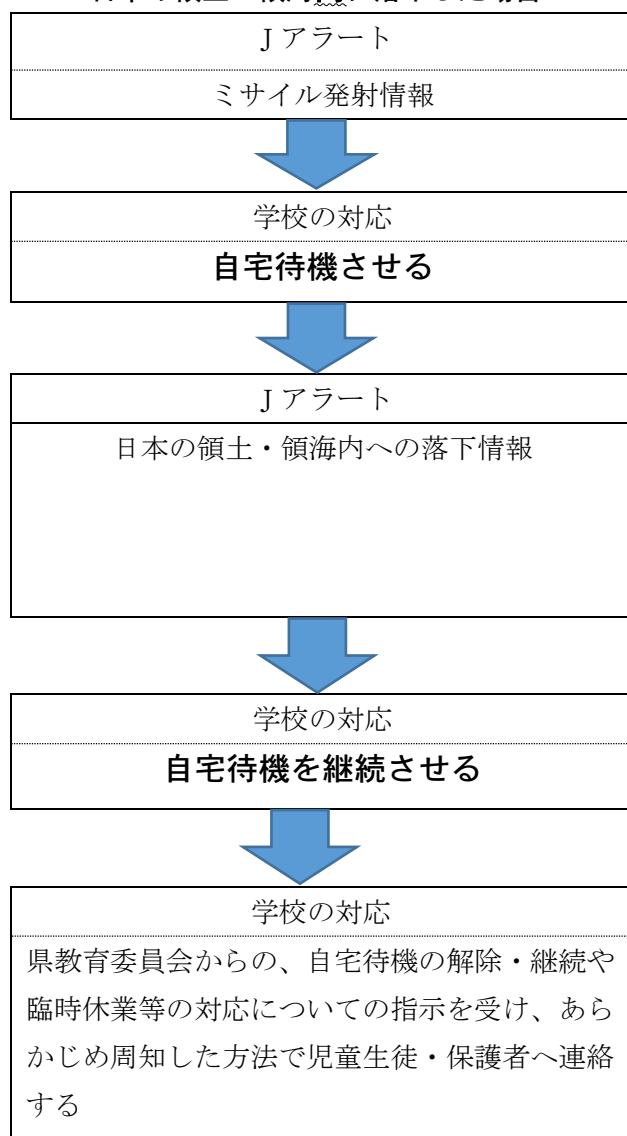
なお、愛知県にJアラートの情報が発信されるのは、「中部・近畿・中国地方」への落下または通過が予測される場合である。

1 登校前

(1) Jアラートの情報が発信され、ミサイルが
日本の領土・領海外に落下した場合



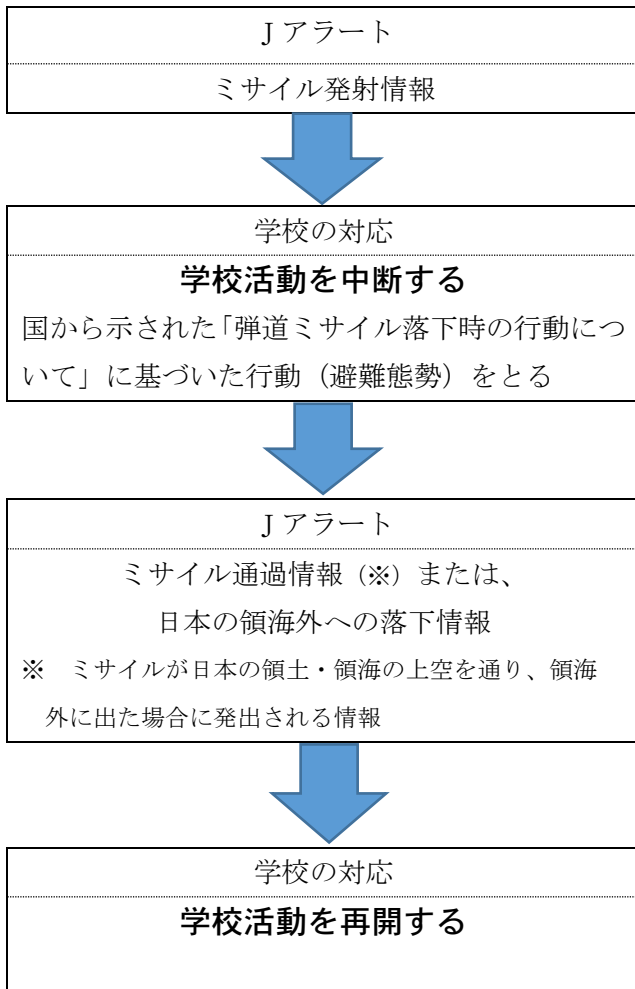
(2) Jアラートの情報が発信され、ミサイルが
日本の領土・領海内に落下した場合



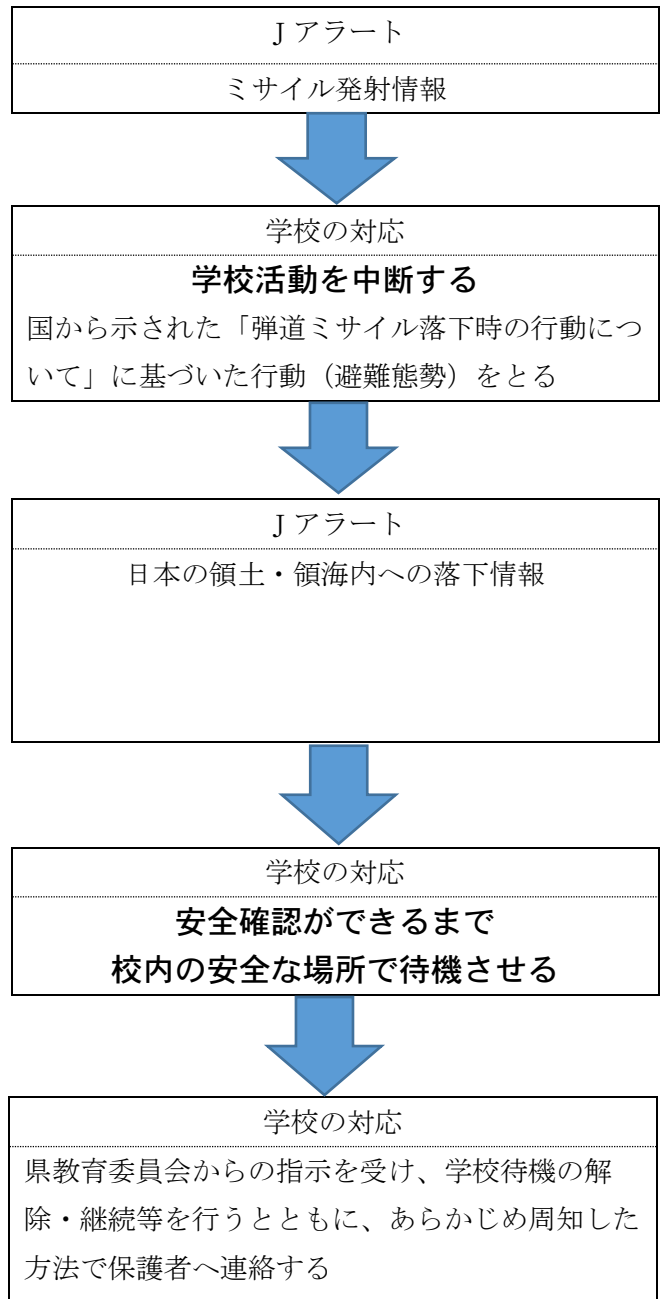
注：日本の領土・領海内にミサイルが落下したが、愛知県にJアラートの情報が発信されなかった場合は、原則として平常どおり授業等を行う。ただし、県教育委員会が必要と判断した場合は、自宅待機、臨時休業等の措置を指示することがある。

2 学校活動中

(1) Jアラートの情報が発信され、ミサイルが日本の領土・領海外に落下した場合



(2) Jアラートの情報が発信され、ミサイルが日本の領土・領海内に落下した場合



注：日本の領土・領海内にミサイルが落下したが、愛知県にJアラートの情報が発信されなかった場合は、原則として引き続き授業等を行う。ただし、県教育委員会が必要と判断した場合は、安全な場所での待機等の対応を指示することがある。